

公社等外郭団体改革進行管理表

公 社 名		高知県住宅供給公社		主管課名		住 宅 課	
役 割		管理水準の向上と入居者の利便性の向上に資する県営住宅及び一部の市町村営住宅の管理代行並びに保有する利便施設等の管理運営					
改革の方向性		健全経営を確保しながら、公営住宅や利便施設の管理運営業務を主体に行うとともに、新たな公社の役割を検討		主な事業内容		・ 県営住宅等の管理代行 ・ 賃貸住宅や利便施設の管理 ・ 宅地の分譲	
令和5年度までの取組実績	1. 分譲実績(平成22～令和4年度累計) ・ 植田団地 分譲宅地 3区画(残区画なし) ・ 横浜共同墓地 19区画(残区画なし) ・ 十市パークタウン 11区画(残4区画) 2. その他 保有資産の処分 ・ 職員宿舍 1棟 ・ 減歩資産 2筆 ・ その他資産 57筆 ※平成21年2月県議会定例会総務委員会及び企画建設委員会において、廃止の方向性を見直し、今後は県営住宅の管理や利便施設の管理等の管理業務を主体に行わせ存続させることが報告された。			経営課題等	【経営課題】 1. 管理代行業務実施のための体制確保 2. 市町村営住宅の管理受託に向けた協議 3. 保有地等の処分 入居者の利便性や行政のスリム化の観点から、平成18年に法制化された「管理代行制度」を活用し、平成22年度からは県内全域における県営住宅の管理を受託するなど、公営住宅等の管理を主体に行っている。 県営住宅の管理に加えて、市町村営住宅の管理受託に向けて各市町村との協議を進めているが、実績としては、平成25年度から受託した日高村営住宅の管理代行、平成28年5月から受託した越知町営住宅の修繕業務となっている。 今後は、公営住宅等の管理業務の充実に取り組むとともに、市町村行政のスリム化等に資するため、更なる市町村営住宅管理受託に向けて、関係市町村との協議を引き続き行っていく。 加えて、県の住宅施策の一翼を担う団体として、南海トラフ地震による被災者の住宅確保支援対策など、県施策に資する公社の新たな役割とその可能性について検討していく。 なお、従来行っていた住宅・宅地の量的充足を目的とした新規の開発は現在行っておらず、既に分譲用地として開発した土地については、早期の分譲を進めている。残る分譲用地以外の保有地についても、早期の処分に努める。		
	【令和6年度以降の取組方針】 1 業務に対応した組織・体制の整備 主体となる県営住宅等の管理代行業務の効率化に取り組むとともに、管理業務の充実や新たな取組等に対応できるよう適正な組織・体制に整備する。 2 県営住宅の管理代行業務の充実 県営住宅において、高齢化等の地域課題への対応や自治会活動への支援など、入居者の豊かな暮らしの実現に向けて管理代行業務の充実に取り組む。 3 市町村営住宅の管理受託の推進 入居者サービスの向上や行政のスリム化に資するため、市町村公営住宅の管理代행을推進する。 4 利便施設の適切な管理運営 公社の保有する横浜及び十市団地内のショッピングセンターを、団地内住民の利便施設として適切に管理を行うとともに、スポーツ施設等の利用促進を図る。 5 保有宅地等の処分 分譲用地として開発した土地等について早期の処分に努める。 6 新たな役割等の検討及び事業化の推進 県の住宅施策の一翼を担う公的団体として、南海トラフ地震対策や移住促進対策等、県施策に資する公社の新たな役割とその可能性について検討していく。 また、地元定住を促進し、雇用の拡大や地域経済の活性化など、中山間地域の振興に貢献することを目的として、北川村と連携して建設した北川村共同社員住宅の適切な管理運営に取り組むとともに、事業効果の検証を進める。 7 健全経営の堅持 事業予算の適正な執行に努め、引き続き健全経営を堅持する。						